

白井市犯罪被害者等支援条例（素案）



犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギュっとちゃん」

白井市市民環境経済部市民活動支援課

1 条例制定の背景

- 昭和56年 1月 国：「犯罪被害者等給付金支給法」施行
→国内で初めて犯罪被害給付金制度が規定
- 平成17年 4月 国：「犯罪被害者等基本法」施行
→地方公共団体の地域の状況に応じた施策実施が規定
- 12月 国：「犯罪被害者等基本計画」策定
→地方公共団体に対し、総合的対応窓口の設置要請
- 平成23年 3月 国：「第2次犯罪被害者等基本計画」策定
→地方公共団体に対し、見舞金の導入要請
- 平成31年 4月 県：「犯罪被害者支援コーディネーター」設置
- 令和 元年11月 市：「犯罪被害者週間」における懸垂幕掲示開始
- 令和 3年 3月 国：「第4次犯罪被害者等基本計画」策定
→・地方公共団体に対し、条例の制定を要請
・ワンストップサービスによる専門職の活用を要請
- 4月 県：「千葉県犯罪被害者等支援条例」施行（議員提案）
- 令和 4年 3月 県：「千葉県犯罪被害者等支援推進計画」策定
→・見舞金制度の設置
・弁護士による法律相談の設置
- 4月 県：「千葉県犯罪被害者等見舞金支給要綱」施行
- 令和 5年 7月 国：「改正刑法」施行
→性犯罪の見直し、不同意わいせつ・不同意性交等
- 令和 6年 4月 国：「地方における途切れない支援の提供体制の強化に関する有識者検討会（以下「有識者検討会」という。）」の提言内容公表
→・特化条例の制定
・機関内（多機関）ワンストップサービスの実施
・市の実情に応じた支援メニューの設置

※総合的対応窓口とは、犯罪被害者等への適切な情報提供を行う代表窓口を指す。

※特化条例とは、条例の一部に犯罪被害者等施策が盛り込まれているものは含まず、専ら犯罪被害者等支援を目的とした実効的な事項を盛り込んだ条例を指す。

※ワンストップサービスとは、どの部署（機関）に相談を行っても、ニーズを一元的に把握した上で、犯罪被害者等に対して必要な情報や支援を提供するものを指す。

2 犯罪被害者の実情

犯罪被害に遭ったことの相談

警察庁がインターネットにより令和5年12月から令和6年1月に実施したアンケートにおいて、どこにも相談していない人の割合は4割を超える状況（44.2%）となっていた。特に児童虐待（84.4%）やDV（50.9%）、性的被害（51.3%）においてその割合が高いものとなっている。

また、有識者検討会の提言において、犯罪被害によって精神的なダメージを受け、自ら機関・団体を回って繰り返し被害状況等の説明をしなければならず二次的被害を受けているなどとの声が寄せられていると、説明されている。

損害の補償

同上アンケートにおいて、各種給付金や賠償を何も受けていない人の割合はおよそ8割（79.9%）となっていた。また、加害者から賠償を受けたのは3.1%に過ぎなかった。

損害賠償請求の状況

同上アンケートにおいて、加害者側に訴訟や交渉を行っていない割合がおよそ9割（88.0%）となっていた。また、その理由は、主なものは、どのような手続きをとればよいか分からない（32.5%）、加害者とこれ以上関わりたくない（27.6%）であった。

3 条例の目的と理念

目的

犯罪被害者等基本法に基づき、白井市における犯罪被害者等の支援のための施策に関する基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護並びに犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図り、犯罪被害者等が安心して暮らせるよう支える地域社会の形成を促進することを目的とする。

基本理念

- すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。
- 犯罪被害者等の支援は、迅速かつ公正に行うとともに、犯罪被害者等の負担について適切に配慮された、利用しやすいものでなければならない。
- 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩を害したり、再被害及び二次被害を生じさせたりすることのないよう行われるために、その犯罪等の種類や性質に鑑み、犯罪被害者等のプライバシーや心理状態に特段の配慮をするなど、適切に行われなければならない。
- 犯罪被害者等の支援は、個人情報 の適正な取扱いの確保に最大限配慮して行われなければならない。
- 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が再び平穩な生活を営むことができるようになるまでの間、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に途切れることなく行われなければならない。

4 用語の定義

犯罪等

犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。（法第2条第1項）

犯罪被害者等

犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。（法第2条第2項）

再被害

犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び危害を加えられることをいう。

二次被害

犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の人々のうわさ若しくは中傷又はマスメディアの報道等により犯罪被害者等が正当な理由なく受ける、経済的な損失、精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害その他の犯罪等に関する被害をいう。

市民等

市内に居住、通勤又は通学をしている者及び滞在する者をいう。

事業者

市内において、事業活動又は市民活動を行う者又は団体（国及び地方公共団体を除く。）をいう。

関係機関等

国、警察、千葉県その他の関係機関及び犯罪被害者等の支援を行う民間の団体（以下「民間支援団体」という。）その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。

5 責務

市の責務

基本理念にのっとり、関係機関等との適正な役割分担を踏まえ、犯罪被害者等を支援するための施策を実施するものとする。

また、犯罪被害者等の支援のための施策が円滑に実施されるよう、犯罪被害者等の支援に係る体制の整備に努めるものとする。

市民等の責務

犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等を地域で支え合うことに関する関心及び理解を深めるとともに、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩を害したり、二次被害を生じさせたりすることのないよう十分に配慮するとともに、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に協力するよう努めるものとする。

事業者の責務

犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等を地域で支え合うことに関する関心及び理解を深めるとともに、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩を害したり、二次被害を生じさせたりすることのないよう十分に配慮するとともに、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に協力するよう努めるものとする。（市民等の責務と同じ）

また、犯罪被害者等がその被害に係る手続に適切に関与することができるよう、その就労及び勤務について十分に配慮するよう努めるものとする。

6 市の支援内容

包括的な支援内容

市民等及び事業者の理解促進

広報及び啓発等の実施

犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害から回復し、平穏な生活を取り戻すため、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮及び犯罪被害者等の権利の重要性等について、広報及び啓発等を行い、市民等及び事業者の理解促進に努めるものとする。

相談及び情報の提供等

総合的対応窓口の設置

犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している様々な問題について相談に応じ、支援を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

関係機関等との連携

必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとする。

民間支援団体等への支援

民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものに対して、その活動の促進を図るため、必要な支援を行う。

個別の支援内容

安全の確保

避難宿泊費用の助成

関係機関等と連携して、犯罪被害者等が更なる犯罪等の被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、宿泊施設を利用する場合における宿泊費用の助成、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保及びその他の必要な支援を行うものとする。

経済的支援

見舞金・支援金の支給

犯罪被害者等が受けた犯罪等の被害による経済的負担の軽減を図るため、見舞金及び支援金の支給を行うものとする。

居住の安定

住居復旧等費用の助成

犯罪等の被害により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、住居の復旧等に要する費用の助成を行うものとする。

訴訟手続についての支援

時効中断に係る再提訴費用の助成

加害者に対する損害賠償請求権に係る債務名義を取得した犯罪被害者等に対して、当該請求権の消滅時効を中断させるための再度の民事訴訟の提起の手続を行うために必要な費用の助成を行うものとする。

執行手続についての支援

財産開示手続及び第三者からの情報取得手続費用の助成

加害者に対する損害賠償請求権に係る債務名義を取得した犯罪被害者等に対して、当該債務名義に基づく財産開示手続及び第三者からの情報取得手続を行うために必要な費用の助成を行うものとする。

7 スケジュール

令和6年11月 素案についてパブリックコメント

令和7年 2月 議会に条例案を提出

4月 条例等施行